

令和5年第2回（5月）

川口市議会臨時会

一般議案

令和5年第2回（5月）川口市議会臨時会議案目次（一般議案）

議案第	44号	専決処分の承認について（令和4年度川口市一般会計補正予算）	1
議案第	45号	専決処分の承認について（令和4年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算）	4
議案第	46号	専決処分の承認について（令和5年度川口市一般会計補正予算）	7
議案第	47号	専決処分の承認について（川口市税条例の一部を改正する条例）	18
議案第	48号	専決処分の承認について（川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	21
議案第	49号	専決処分の承認について（川口市固定資産評価員の選任について）	23
議案第	50号	川口市監査委員の選任同意について	24
議案第	51号	川口市監査委員の選任同意について	25

議案第 44号

専決処分の承認について

令和4年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月18日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

令和4年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

川口市長 奥ノ木 信夫

令和4年度川口市一般会計補正予算（第11号）

令和4年度川口市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 老人福祉費	地域密着型サービス等整備助成事業	69,568 千
6 農業費	1 農業費	グリーンセンター再整備事業	38,317
8 土木費	4 都市計画費	公園等公有地化事業	101,806
		保全緑地等公有地化事業	11,658
		仁志町領家町線街路整備事業	46,585
		元郷駅六間通り線（2工区）街路整備事業	163,249
		環状八間通り線街路整備事業	25,188
		芝地区住宅市街地総合整備事業	43,385
		芝中央地区住宅市街地総合整備事業	7,290
		川口本町4丁目9番地区第一種市街地再開発事業	675,588
			芝中央沿道土地区画整理事業
	5 住宅費	市営住宅施設維持補修費	164,921
10 教育費	6 社会教育費	科学館施設管理費	24,095

款	項	事業名	金額
		美術館建設等検討事業	61,105 千円

2 変更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2 総務費	1 総務管理費	総合文化センター維持補修費	32,670千円	125,601千円
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良事業	12,000	126,478
		橋りょう長寿命化事業	47,500	179,614

議案第 45号

専決処分の承認について

令和4年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月18日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

令和4年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

川口市長 奥ノ木 信夫

令和4年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
2 土地区画整理事業費	1 新郷東部第2事業区画整理費	新郷東部第2事業費	76,100 千円
	4 芝東第5事業区画整理費	芝東第5事業費	7,000

2 変 更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2 土地区画整理事業費	3 芝東第4事業区画整理費	芝東第4事業費	21,170千円	26,130千円
	6 石神西立野特定事業区画整理費	石神西立野特定事業費	58,190	98,650
	7 安行藤八特定事業区画整理費	安行藤八特定事業費	42,440	70,990
	8 里事業区画整理費	里事業費	80,310	81,768

議案第 46号

専決処分の承認について

令和5年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月18日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

令和5年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年4月10日

川口市長 奥ノ木 信夫

令和5年度川口市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度川口市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,137,981千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236,717,981千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16 国庫支出金		47,276,070	3,023,953	50,300,023
	2 国庫補助金	7,233,515	3,023,953	10,257,468
20 繰入金		10,584,373	114,028	10,698,401
	1 基金繰入金	10,582,373	114,028	10,696,401
歳入	合計	233,580,000	3,137,981	236,717,981

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		99,452,494	3,137,981	102,590,475
	1 社会福祉費	26,828,256	2,389,028	29,217,284
	3 児童福祉費	41,530,821	748,953	42,279,774
歳 出	合 計	233,580,000	3,137,981	236,717,981

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
16 国庫支出金	47,276,070	3,023,953	50,300,023
20 繰入金	10,584,373	114,028	10,698,401
歳入合計	233,580,000	3,137,981	236,717,981

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	99,452,494	3,137,981	102,590,475
歳 出 合 計	233,580,000	3,137,981	236,717,981

補正額の財源内訳			
特 国 県 支 出 金	定 地 方 債	財 源 そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
3,023,953	0	0	114,028
3,023,953	0	0	114,028

2 歳 入

16 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	945,980	748,953	1,694,933
10 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	0	2,275,000	2,275,000
計	7,233,515	3,023,953	10,257,468

20 款 繰入金 1 項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	6,501,710	114,028	6,615,738
計	10,582,373	114,028	10,696,401

(単位:千円)

節		説	明
区 分	金 額		
15	新型コロナウイルス感染症 セーフティネット強化交付金	748,953	子育て世帯生活支援特別給付事務費交付金 補助基本額 28,953 の 10/10 28,953 子育て世帯生活支援特別給付事業費交付金 補助基本額 720,000 の 10/10 720,000
1	新型コロナウイルス感染症 対応地方創生 臨時交付金	2,275,000	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業交付金 2,275,000

1	財政調整基金 繰入金	114,028	財政調整基金繰入金 114,028

16款 国庫支出金 20款 繰入金

3 歳 出

3 款 民生費 1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 住民税非課税世帯等臨時特別支援事業費	0	2,389,028	2,389,028	2,275,000 国庫支出金			114,028
計	26,828,256	2,389,028	29,217,284	2,275,000	0	0	114,028

3 款 民生費 3 項 児童福祉費

16 子育て世帯生活支援特別給付費	0	748,953	748,953	748,953 国庫支出金			
計	41,530,821	748,953	42,279,774	748,953	0	0	0

(単位:千円)

節			目 の 説 明
区 分	金 額	説 明	
10 需用費	150	消耗品費 150	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業【生活福祉1課】 2,389,028
11 役務費	32,118	通信運搬費 24,242 口座振替手数料 7,876	
12 委託料	256,760	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付業務委託料 256,760	
18 負担金・補助及び交付金	2,100,000	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 2,100,000	

10 需用費	711	消耗品費 100 印刷製本費 611	子育て世帯生活支援特別給付事業【子育て支援課】 748,953
11 役務費	20,322	通信運搬費 1,283 口座振替手数料 1,034 人材派遣手数料 17,987 口座組戻手数料 18	
12 委託料	7,920	システム開発・保守委託料 7,920	
18 負担金・補助及び交付金	720,000	子育て世帯生活支援特別給付金 720,000	

3 款 民生費

議案第 47号

専決処分の承認について

川口市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月18日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

川口市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

川口市長 奥ノ木 信夫

川口市税条例の一部を改正する条例

川口市税条例（昭和29年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第11条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第11条の2第16項中「附則第64条」を「附則第15条の9の3第1項」に、「零」を「3分の1」に改める。

附則第11条の3中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、
3月以内に提出することができなかつた理由

附則第17条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第85条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3, 9

00円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a(a)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

- 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第85条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a(a)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

附則第17条第5項から第8項までを削る。

附則第17条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 この条例による改正後の川口市税条例附則第17条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 48号

専決処分の承認について

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月18日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

川口市長 奥ノ木 信夫

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

川口市国民健康保険税条例（昭和29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 49号

専決処分の承認について

川口市固定資産評価員の選任について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月18日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

川口市固定資産評価員の選任について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年4月1日

川口市長 奥ノ木 信 夫

川口市固定資産評価員の選任について

地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、川口市固定資産評価員に次の者を選任する。

記

矢 部 弘 昭和41年6月23日生 川口市大字差間234番地の27

議案第 50号

川口市監査委員の選任同意について

川口市監査委員に次の者を選任するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により同意を求める。

記

奥 富 精 一 昭和48年10月8日生 川口市上青木6丁目12番13号
令和5年5月18日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 51号

川口市監査委員の選任同意について

川口市監査委員に次の者を選任するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により同意を求める。

記

福 田 洋 子 昭和35年4月1日生 川口市本前川2丁目3番7号
令和5年5月18日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫